

パブリックコメント案に提出された意見の概要とこれに対する県の考え方

案 件 名：福祉のまちづくり基本方針案

意見募集期間：平成23年12月8日～平成23年12月28日まで

意見提出件数：37件（提出者数9人）

意見の概要とこれに対する本県の考え方：

対応 A：意見を反映 B：原案どおり C：その他（ご質問、ご要望等）

区分	件数	意見の概要	対応	意見に対する本県の考え方
福祉のまちづくりの目標と基本的方向				
1 福祉のまちづくりの目標 2 福祉のまちづくりの基本的方向 (1件)	1	今後のまちづくりを進めるにあたって、子育て支援は欠かすことのできない視点であり、「福祉のまちづくりの目標」においても「あらゆる人々」に内包させるのではなく、明確に記載するべきである。	A	ご意見を踏まえ、1及び2(1)に「 <u>高齢者、障害者、妊婦、乳幼児を同伴する人をはじめとするあらゆる人々</u> 」と追記します。(P11)
福祉のまちづくり推進施策・福祉のまちづくりに関する整備目標				
2 施設のバリアフリー化等の推進 (20件)	(1)	1 国土交通省の移動等円滑化の促進に関する基本方針を踏まえ、1日の乗降客数が3,000人未満の鉄道駅舎についても、地域の実情を踏まえてバリアフリー化に取り組まれない。	A	ご意見を踏まえ、2(2)に「 <u>その他地域の実情に鑑みバリアフリー化が必要なもの</u> 」についても、鉄道事業者と連携し、引き続き対応策を検討する必要がある。」と追記します。(P8)
		1 鉄道駅舎のバリアフリー化について、乗降客数のみを指標とするのではなく、跨線橋を利用した乗換を余儀なくされる駅も整備目標に加えるべきである。	B	国の移動円滑化の促進に関する基本方針を踏まえて、取組を推進していくこととしており、整備目標についても国と整合を図ることとしております。したがって、原案どおりと致します。
		1 鉄道駅舎において列車の運行情報などの情報の可視化が必要であり、段差解消や点字ブロックの整備に留まらず、情報の可視化も含めてバリアフリー化ととらえて県の支援も含めて取り組むべきである。	A	ご意見を踏まえ、2(1)に「 <u>運行情報等の視覚・聴覚情報としての提供</u> 」をバリアフリー化の例示として追記します。(P15)
		1 視覚障害者は駅舎のタッチパネル式の自動券売機は使えないため、ボタン式など視覚障害者にも使用可能な自動券売機を増やすべきである。	B	2(3)に鉄道駅舎等を含む公益的施設等については、「 <u>施設整備・管理運営マニュアル</u> 」の充実などにより、バリアフリー整備基準に加えて配慮すべき事項や良好な管理・運営手法の普及を図る。」と記載しており、ご指摘の内容についてはマニュアルに記載し、啓発に努めてまいります。したがって、原案どおりと致します。(P17)
		1 駅舎のプラットフォームには転落防止のためホームドアの設置を進めるべきである。	B	ホームドアの設置については、車両によってドアの位置が異なることによる技術的な課題等があるため、今後の検討課題として引き続き事業者と協議してまいります。したがって、原案どおりと致します。

(2)	2	道路の安全な歩行空間の確保について、自転車専用レーンの設置にとりくむべきである。また、自転車の運転マナーの向上に取り組むべきである。	B	2(2) に「安全な歩行空間の確保と災害に強いまちづくりを進めるため、歩道の整備・改良、道路の無電柱化等により、快適な道路空間を整備する。」と記載しており、これらの一環として、取り組んでまいります。また、1(3)に「迷惑駐輪・走行・・・など高齢者、障害者等の活動を妨げる行為を行わないよう努める。」と記載しております。したがって、原案どおりと致します。(P16)
	1	バス車両のバリアフリー化とともに、バス乗降口の路面からの高さや歩道の高さを揃える取組を推進すべきである。	B	2(2) に「誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を確保するため、・・・波打ち歩道や段差の解消、横断勾配の緩和、無電柱化等による既設歩道のバリアフリー化を推進する。」と記載しており、ご指摘の内容については「施設整備・管理運営マニュアル」に記載し、啓発に努めてまいります。したがって、原案どおりと致します。(P16)
	1	点字ブロックが適正に敷設されていないと感じられる。点字ブロックの敷設にあたっては、視覚障害者の意見を反映した適正な設置に努めてほしい。		
	1	車いすなどの通行に支障のある自然石舗装や滑りやすい鋼製マンホール、御影石敷きなどにも何らかの対策が必要ではないか。		
	1	今後のまちづくりを進めるにあたって、子育て支援は欠かすことのできない視点であり、個別の施策についても「ベビーカーが楽に通行できる歩道の整備」など具体的に記載すべきである。		
	1	道路のバリアフリー化について、高齢者等の移動の大きな障害となっている歩道橋の撤去を進めるべきである。	B	歩道橋の撤去は、老朽化とともに必要性が低下した場合などに実施しており、今後も個別に対応してまいります。したがって、原案どおりと致します。
	1	将来構想として自動車道を立体化する方向性を打ち出してはどうか。	B	2(2) に「誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を確保するため、・・・波打ち歩道や段差の解消、横断勾配の緩和、無電柱化等による既設歩道のバリアフリー化を推進する。」と記載しており、今後取組を進めてまいります。ご意見は今後の施策の推進にあたり、参考にさせていただきます。したがって、原案どおりと致します。
	1	今後10年を見据えての計画ならば、交差点において歩道の高さと横断歩道の高さを揃える方向性を打ち出すべきである。	B	2(2) に「誰もが安全で安心して利用できる歩行空間を確保するため、・・・波打ち歩道や段差の解消、横断勾配の緩和、無電柱化等による既設歩道のバリアフリー化を推進する。」と記載しており、これらの一環として、段差解消の取組を進めてまいります。したがって、原案どおりと致します。(P16)

	1	高齢者には歩道と車道の区別が判別しにくい。統一的な表示を義務化すべき。	B	2(2)に「歩道の確保が困難な幅員の狭い道路においては、歩車分離を明確化するため、路肩のカラー化等を行う。」と記載しており、今後、取組を進めてまいります。したがって、原案どおりと致します。(P16)
	1	音声式信号機について、夜間に音声停止しては、視覚障害者は夜間外出できない。また、信号が青になったことのみを告げる音声式信号機は信号が赤に変わるタイミングがわからないため、「異種鳴き交わし方式」とすべきである。	B	2(2)に「高齢者、障害者等の通行の多い交差点では、信号機に視覚障害者用付加装置の整備を行う」と記載しており、ご指摘の内容については「施設整備・管理運営マニュアル」に記載し、啓発に努めてまいります。したがって、原案どおりと致します。(P16)
(3)	1	教育施設について、実態調査、目標設定を含め、バリアフリー化の遅れを改善すべきである。	B	2(3)に「高齢者、障害者等が日常生活する公益的施設等について、建築等を行う際は、建築確認制度と連携した実効性を伴う規制により、バリアフリー整備基準に適合した施設整備を推進する。」と記載しており、学校などの教育施設についても公益的施設としてバリアフリー化を促進してまいります。したがって、原案どおりと致します。(P17)
	1	今後のまちづくりを進めるにあたって、子育て支援は欠かすことのできない視点であり、個別の施策についても「公園、地下街等におけるオムツ交換施設の整備」、「子育て中の親の参画による施設整備、マニュアルの策定」、「県主催イベントにおける託児施設の設置」など具体的に記載すべきである。	B	2(3)に「高齢者、障害者等が日常生活する公益的施設等について、建築等を行う際は、建築確認制度と連携した実効性を伴う規制により、バリアフリー整備基準に適合した施設整備を推進する。」と記載しており、オムツ交換施設については整備基準で規定しています。託児施設の設置については、「施設整備・管理運営マニュアル」に記載し、啓発に努めてまいります。したがって、原案どおりと致します。
(4)	1	サービス付き高齢者向け住宅について促進すべきは住宅の「登録」でなく、住宅の「整備」である。また、高齢化の進展、特別養護老人ホーム等介護施設の整備状況を勘案して、整備目標を設けるべきである。	A	ご意見を踏まえ、2(4)の「登録」を「整備・登録」に修正します。なお、整備目標については、県が別途定める「住生活基本計画」において「サービス付き高齢者向け住宅等の整備戸数」の目標を設定しています。(P17)
	1	住宅に関して「一定のバリアフリー化」や「高度のバリアフリー化」では不十分である。電動車いすなども考慮した基準を設定するなど、住宅のバリアフリー化の遅れを改善すべきである。	A	ご意見を踏まえ、2(4)の「共同住宅」を「住宅」と修正します。また、電動車いすも考慮したバリアフリー化については、「施設整備・管理運営マニュアル」に記載し、啓発に努めてまいります。(P17)

3 障害者等の参画による施設整備、管理・運営の推進 (4件)	1	福祉のまちづくりアドバイザーは具体的にどのように運用するのか。また、県民参加型特定施設として認定する以外に施設管理者にどのようなインセンティブを与えるのか。	C	一定の要件に基づき、あらかじめ登録された福祉のまちづくりアドバイザーを施設所有者等の申請に基づきあっせんします。インセンティブについては、当分の間は、県がアドバイザーの費用を負担します。(P18)
	1	利用者目線での段階的継続的取組(スパイラルアップ)を具体的にどのように推進しようとしているのか。	C	3に「点検・助言で得られた新たな提案や施設改善への意見は、バリアフリー整備基準や「施設整備・管理運営マニュアル」等にフィードバックし、事例の蓄積による段階的かつ継続的な制度の改善につなげる。」と記載しており、福祉のまちづくりアドバイザーによる点検・助言で得られた新たな提案や施設改善への意見を蓄積し、整備基準や施設整備・管理運営マニュアルに反映してまいります。(P18)
	1	整備に多額の金額を要しない取組を見つけ出してほしい。	C	3に「点検・助言で得られた新たな提案や施設改善への意見は、バリアフリー整備基準や「施設整備・管理運営マニュアル」等にフィードバックし、事例の蓄積による段階的かつ継続的な制度の改善につなげる。」と記載しており、福祉のまちづくりアドバイザーによる点検・助言では、施設の状況や整備費用に応じた段階的な改善の提案も行い、取組の事例を蓄積してまいります。(P18)
	1	「福祉のまちづくりアドバイザー」について高齢者等の標記は不十分であり、「高齢者・障害者等」と標記すべきである。	A	ご意見を踏まえ、3の「高齢者等」を「高齢者・障害者等」に修正します。(P18)
4 情報のバリアフリー化の推進 (5件)	1	利用者にとって必要なバリアフリー情報は「設備として何があるか」ではなく「何ができて何ができないか」と考えられるが、現状では施設管理者が判断しやすい設備情報に偏重して情報提供がされている。その点にどのように対応するのか。	A	ご意見を踏まえ、4(1)に「事前に情報を入手できるよう、設備の有無を含めた施設のバリアフリー状況の情報公開を推進する。」と追記します。(P18)
	1	聴覚・言語障害者は電話番号だけでは問い合わせできないため、FAXやメールアドレスを記載し、電話と同様に対応するよう啓発するべきである。	B	4(1)に「利用者が施設利用に際して事前に情報を入手できるよう、設備の有無を含めた施設のバリアフリー状況の情報公開を推進する。」と記載しており、ご指摘の内容については「施設整備・管理運営マニュアル」に記載し、啓発に努めてまいります。したがって、原案どおりと致します。(P18)
	1	心臓ペースメーカーの装着者にとって、物販店の入り口に設置されている盗難防止装置やIH電磁調理器などは危険性が高い。機器に影響を与えない盗難防止装置の使用や飲食店で電磁調理器を使用していることの表示の義務化をしてもらいたい。		

	1	劇場などの既存施設についても施設のバリアフリー整備改善をすすめるべきである。	A	ご意見踏まえ、4(1)に「施設のバリアフリー状況の情報公開を推進し、 <u>既存施設の整備改善を促進する。</u> 」と追記します。(P18)
	1	相談体制の整備について手話による相談を受けられるように体制整備をすすめるべき、また、手話言語者でない方への筆談での対応を進めるとともに、筆談の技術の向上に取り組んでもらいたい。	B	4(3)に「高齢者、障害者等の誰もが安心して在宅で生活し続けられるよう、「ひょうご住まいサポートセンター」等の相談窓口において住宅や生活に関する相談に対応して助言を行う。」と記載しており、相談窓口には「耳マーク」を表示し、筆談等での対応を推進しています。したがって、原案どおりと致します。(P19)
5 自然災害等に備えた施設整備、管理・運営と支援体制の確立 (1件)	1	今後増加する難聴者等への対策として非常事態をバイブレーションなどで知らせるなどの生活支援用具の普及を促進すべきである。	B	5に「条例に基づくバリアフリー整備基準や「施設整備・管理運営マニュアル」の活用により、非常時も想定した施設整備、管理・運営を促進する。」と記載しており、ご指摘の内容については「施設整備・管理運営マニュアル」に記載し、啓発に努めてまいります。したがって、原案どおりと致します。(P21)
6 福祉のまちづくりを支える基盤づくり (6件)	1	ゆずりあい駐車場について、利用者は車いす利用者のみではないことから、「車いす利用者利用駐車施設」の名称も、「ゆずりあい駐車施設」とあらためてはどうか。	A	ご意見を踏まえ、6(1)を「障害者等が利用する駐車施設に「ゆずりあい駐車場」の表示を行い、利用者証を交付することによって、適正利用を図る。」と修正します。(P20)
	3	「福祉のまちづくりの担い手づくり」のためには、障害児とともに学ぶ環境を確保することが重要であり、学校教育などをはじめとして、障害者への正しい理解を徹底するための取組を推進すべきである。	A	ご意見を踏まえ、6(2)に「将来の福祉のまちづくりの担い手である児童生徒の豊かな心を育み、 <u>障害者に対する理解や福祉のまちづくりへの理解を深め実践する担い手として育てるため、</u> 県民各層に福祉のまちづくりの理念の浸透を図る。」と追記します。(P21)
	1	白杖に内蔵したセンサーにより、音や振動で知らせるなど、点字ブロックに変わる新たな誘導方法の確立を進めるべきである。	B	6(3)に「交通、コミュニケーション、住宅・福祉機器、義肢装具など福祉のまちづくりに係る幅広い課題について、高齢者、障害者等のニーズを踏まえた先進的・国際的な調査や情報発信を行う。」と記載しており、福祉のまちづくり研究所等において新技術の提案等の実践的、先進的な研究開発や福祉用具の開発を進めてまいります。したがって、原案どおりと致します。(P21)
	1	介護用の靴の形状について、つま先を上げる等の工夫を推奨してはどうか。		